

2022 ILCA6/7 All Japan Championships

神奈川県藤沢市 江の島ヨットハーバー

2022年11月17日 - 11月20日

SAILING INSTRUCTIONS

1. 規則

- 1.1. 本大会には「2021～2024 国際セーリング競技規則」（以下、RRS）に定義された「規則」、日本セーリング連盟規程、レーザー・クラス・ルール、レース公示（以下、「NOR」）、この SAILING INSTRUCTIONS（以下、「SI」）を適用する。
- 1.2. SI と他の適用規則が矛盾した場合、SI を優先する。これは規則 63.7 を変更している。
- 1.3. 本大会の全ての規則を決定するのは次の通りとする。
 - 1.3.1. **[DP]**は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1.3.2. **[SP]**は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。
 - 1.3.3. **[NP]**は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 1.4. RRS 付則 P、付則 T を適用する。
- 1.5. 規則 A6.1 を以下の通り変更する。

「ある艇が、コースの帆走をせず、それに応じて記録された場合、レースで失格とされた場合、またはフィニッシュ後リタイアした場合には、その艇の後にフィニッシュしたそれぞれの艇の順位を 1 つずつ繰り上げなければならない」
- 1.6. 規則 87 に基づき、レーザー・クラス・ルール 7(a)を以下のように制限する。

「レース中は登録された 1 名のみ乗艇できる。」

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会公式ホームページ上（https://sail.jpn.com/modules/docs/index.php?content_id=234）に設置された公式掲示板もしくは、以下に開設された「LINE オープンチャット」にて行われる。
(参加コード jlca67)



URL: <https://onl.sc/ypB7Hxp>

* オープンチャットにおけるプロフィール名は、参加選手については「SailNo_氏名」
(例：201486_山田太郎)、支援者については「所属_氏名」とすること。

なお、江の島ヨットハーバー セーリングセンター1F の大会本部前にも補助的な位置づけとして競技者への通告を掲示するが、大会公式ホームページ上の公式掲示板における掲示物と順序や内容、掲示時刻が異なった場合には、大会公式ホームページ上の公式掲示板が正式なものとなる。

3. SI およびレース日程の変更

SI の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示される。ただしレース日程の変更はそれが発効する前日の 19 時までには掲示される。

4. 行動規範

- 4.1. [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2. [DP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

5. 陸上で発する信号

- 5.1. 陸上で発する信号は、江の島ヨットハーバーセーリングセンター屋上に設置されたフラッグ・ポールに掲揚される。
- 5.2. **[DP] [NP]**音響信号 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。
- 5.3. SI 7.1 に示された個別のレースに対して、「AP 旗」は、掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

6. レース方式

- 6.1. ILCA7(レーザースタンダード)クラスは、単一フリートにてレースを実施する。
- 6.2. ILCA6(レーザーラジアル)クラスはフリート分けを行い、予選シリーズと決勝シリーズを実施する。
- 6.3. 予選シリーズ
 - 6.3.1. 艇は、できるだけ同数となるように、イエロー・フリートとブルー・フリートに分けられる。参加艇数が奇数の場合、イエロー・フリートを 1 艇多くする様に分けられる。
 - 6.3.2. 予選シリーズの初日のフリート分けはレース委員会により決められ、11 月 17 日の 20:00 までに掲示される。
 - 6.3.3. 予選シリーズの間、毎日のレース終了後、翌日のフリート分けがなされる。両フリートが同じ数のレースを完了した場合、艇はその時点での総合得点に基づいてフリート分けがなされる。両フリートが同じ数のレースを完了しなかった場合は新たなフリート分けはせず、その日のフリートが翌日のレースにも適用される。
 - 6.3.4. フリート分けは以下のように行う。
順位 フリート分け
1 位 イエロー
2 位 ブルー
3 位 ブルー
4 位 イエロー
5 位 イエロー
6 位 ブルー
7 位 ブルー
8 位 イエロー
9 位 イエロー
以下同様とする。
 - 6.3.5. フリート分けは、抗議や救済要求の結論が出ていなくても、その日の 19:00 の時点の総合得点に基づいてなされる。
 - 6.3.6. 予選シリーズの最後の時点で、ある艇が他の艇よりも多くレースを完了していたら最も最後のレースの得点を除外することで、すべての艇に対して同数のレースが完了したようにする。
 - 6.3.7. 予選シリーズは最大 5 レースを予定しており、かつ最少 4 レースとする。
 - 6.3.8. 予選シリーズが成立するためには、それぞれのフリートにて 4 レースを完了させることが要求される。もし 11 月 19 日までに 4 レースが完了できなかった場合、最終日 (11 月 20 日) も予選レースを実施し、予選成績で総合順位を決定する。この場合、決勝シリーズは行われない。
- 6.4. 決勝シリーズ
 - 6.4.1. 決勝シリーズでは、予選シリーズの総合順位を基にゴールド・フリート (予選シリーズの成績上位半数) とシルバー・フリート (下位半数) に分け、レースが行われる。参加艇数が奇数の場合ゴールド・フリートを 1 艇多くするように分けられる。
 - 6.4.2. ゴールド・フリートは黄色バンド、シルバー・フリートは青色バンドとする。
 - 6.4.3. 決勝シリーズへのフリート分けが決まった後は、いかなる予選シリーズ順位の再計算もフリート分けに影響を与えない。ただし、その後に救済の要求が認められた場合 (結果、上位半数に入った場合) は、その艇はゴールド・フリートへ移行できる。
 - 6.4.4. 決勝シリーズは最大 2 レースを予定している。
 - 6.4.5. 予選シリーズの各艇の得点は、決勝シリーズに繰り込まれる。
- 6.5. **[DP][NP]**フリートの識別
 - 6.5.1. SI 6.2 によりフリートが分割されている ILCA6 クラスの艇は、レース中、レース委員会により供給されたフリートの識別バンドを、ボトムマストのバング・タンクとグース・ネックとの間に、色の識別ができるよう取り付けなくてはならない。
 - 6.5.2. フリートの識別バンドは、出艇申告受付時にレース委員会により配布される。帰着申告時に返却しなければならない。ただし、一時的に陸上待機となる場合はこの限りではない。

7. 日程

7.1. レース日程

	Date	Event	Time
Day0	11月17日 (木)	大会受付 計測 (*)計測フォーム提出及びセール計測	13:00-16:30 13:15-16:45
Day1	11月18日 (金)	大会受付・計測 (*)計測フォーム提出及びセール計測 開会式・ブリーフィング 第1レース予告信号 引き続きレースを行う(合計2レースを予定)	08:00-09:45 10:00 11:25
Day2	11月19日 (土)	ブリーフィング その日最初のレース予告信号 引き続きレースを行う(合計3レースを予定)	08:30 09:55
Day3	11月20日 (日)	ブリーフィング その日最初のレース予告信号 引き続きレースを行う(合計2レースを予定) 閉会式	08:30 09:55 16:30

7.2. 本レガッタは各クラス7レースの実施を予定する。

7.3. 1日につき1レースのみ、翌日に予定されたレースを前倒しもしくは前日までに消化できなかったレースを実施することがある。

7.4. 1つのレースまたは一連のレースがまもなく始まることの注意を喚起するために、予告信号が掲揚される最低5分以前に音響信号1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

7.5. 天候その他の事情により日程はレース委員会の裁量で変更することがある。

7.6. 最終日は、それぞれのレースエリアにおいて、最初にレースするクラスに対して14時00分より後に予告信号は発せられない。

8. クラス旗

8.1. クラス旗は次の通りとする。

種 目	クラス旗
ILCA7 クラス	白色地のレーザークラス旗
予選・決勝シリーズを行う ILCA6 クラス	
イエロー及びゴールド	無地の黄旗
ブルー及びシルバー	無地の青旗

9. レース・エリア

9.1. レース・エリアのおおよその位置は、添付図1に示す通りである。

9.2. 添付図1どおりのレース・エリアにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。これは、規則62.1(a)を変更している。

10. コース

10.1. 添付図2のコース図は、各レグ間の角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークを通過する側を含むコースを示す。

10.2. 各クラスの予告信号以前に、レース委員会の信号艇に帆走するコースを表示する。

10.3. 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

10.4. 添付図2のコース図において、3レグ以上帆走したマークでフィニッシュすることでコース短縮することがある。ただし、マーク1とマーク1a(オフセットマーク)間は1レグとしてカウントしない。

11. マーク

マークは次の通りとする。

Marks 1,2	Marks 3s,3p,4s,4p,5	Offset Mark 1a	New Marks 1,2
緑色の円錐台形 ブイ(大)	緑色の円錐台形 ブイ(大)	赤色帯の円柱ブイ (細)	黄色の円柱ブイ (大)
Starting Line Mark	Finishing Line Mark		
レース委員会艇	レース委員会艇 黄色の円柱ブイ (細)		

12. スタート

- 12.1. スタート・ラインは、スターボードの端となるレース委員会艇の『オレンジ色旗』を掲げたポールと、ポートの端となるレース委員会艇の『オレンジ色旗』を掲げたポールの間とする。
- 12.2. [DP] [NP]他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 100m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 12.3. スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは規則 A4 と A5 を変更している。
- 12.4. 規則 30.4 (黒色旗規則) に以下を変更、および追加して適用する。
 - (a) セール番号は少なくとも 3 分間掲示する。セール番号を最初に掲示する時に長音が発せられる。セール番号が掲示された艇は、新しい準備信号までに SI 11.5(b)に定義されるレース・エリアを離れなければならない。それに従わない場合、その艇は審問なしに DNE と記録される。
 - (b) スタート信号前のレース・エリアは、スタート・ラインから 100m の範囲とする。スタート信号後のレース・エリアは、いずれかのフリートがレースを行っている間は、艇が通常帆走すると考えられる地点の外側 100m の範囲とする。
 - (c) レース委員会は艇に規則 62.1(a)に基づいて救済が与えられると判断した場合、規則 30.4 違反艇のセール番号を掲示せず失格にしないことがある。これは規則 30.4、60.2 および 63.1 を変更している。

13. コースの次のレグの変更

レース委員会は、(a)新しい変更用マークを設置するか、(b)フィニッシュ・ラインを移動するか、もしくは (c)風下マーク(3s/3p, 4s/4p, 4a, 5)を移動することによってコースの次のレグの変更を行う。新しい変更用マークを設置した場合、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

14. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはレース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース側の間である。

15. 規則 42 違反におけるペナルティ・システム

- 15.1. 規則 42 違反に対し、付則 P を適用する。
- 15.2. 付則 P2.3 は適用されず、付則 P2.2 を変更し、2 回目以降のペナルティーに適用される。

16. タイム・リミット

- 16.1. タイム・リミットとターゲット・タイムは以下のとおりとする。

レース・タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
75 分	25 分	15 分	40~45 分

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合、レースは中止される。これは規則 32.1 を変更している。

- 16.2. 各クラスとも、規則 28 に基づき、かつ規則 29.1、規則 30.3、規則 30.4、に違反しないでスタートした最初の艇のフィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35 及び規則付則 A4 と A5 を変更している。
- 16.3. ターゲット・タイム通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

17. 抗議と救済の要求

- 17.1. 抗議書は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター 1F の大会本部で入手できる。抗議及び救済または再審の要求は適切な制限時間内に大会本部に提出しなければならない。
- 17.2. 抗議締切り時間はその日の最終レース終了後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から 60 分とする。この項は規則 61.3 を変更している。
- 17.3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切り時刻後 30 分以内に通告書を掲示する。審問は、江の島ヨットハーバー セーリングセンター 2F 会議室にあるプロテスト・ルームで行われ、抗議締切り時刻前に行われることもある。
- 17.4. レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために公示する。
- 17.5. SI 1.3 に基づき標準ペナルティーを課せられた艇のリストおよび規則 42 違反に対するペナルティー課せられた艇のリストを掲示する。
- 17.6. レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 30 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

18. 得点

- 18.1. シリーズが成立するためには、各クラスとも2レースを完了することを必要とする。
- 18.2. 予選・決勝シリーズを実施しない場合
 - (a) 完了したレースが4レース未満の場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。
 - (b) 完了したレースが4レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
- 18.3. 予選・決勝シリーズを実施する場合
 - (a) 付則 A4.2 の「シリーズに参加した艇の数」は、「該当シリーズの一番大きいフリートの参加艇数」と変更される。
 - (b) 決勝シリーズのそれぞれのフリートは、分けて得点をつける。決勝シリーズのそれぞれのフリートのレース数は同じでなくて良い。ゴールド・フリートの艇の成績は常にシルバー・フリートを上回る。
 - (c) 完了したレースが4レース未満の場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。
 - (d) 完了したレースが4レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。ただし、決勝シリーズの得点は除外できない。

19. [DP] [NP] 安全規定

- 19.1. レース委員会は、下記の安全規定の違反に対し、艇を抗議することが出来る。
- 19.2. レースに参加（出艇）しない艇は、所定のDNC・リタイア申告書に参加しないレース・ナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。
- 19.3. [SP] 申告
 - 19.3.1. 出艇申告は艇長の署名をもって行う。出艇しようとする艇長は所定の用紙に署名した後に、出艇しなければならない。署名用紙は、最初のクラスのレース予告信号予定時刻の少なくとも60分前からD旗掲揚後20分の間、大会本部に用意される。
 - 19.3.2. 帰着申告は艇長の署名をもって行う。帰着した艇長は速やかに所定の用紙に署名しなければならない。帰着申告の締切時間は、レース終了後(引き続きレースが行われる場合は、その日のレース終了後)またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後の、どちらか遅い方から60分以内とする。ただし、レース委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。署名用紙は、通常時は大会本部に用意されるが、荒天時等迅速に帰着確認が必要な場合には、出着艇を行うスロープ付近に用意されることがある。
- 19.4. 海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇にその旨を伝えること。また、帰着後、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 19.5. [SP] SI 19.4 のリタイア艇は抗議締切り時間内に所定のDNC・リタイア申告書にリタイアしたレース・ナンバーを記入し大会本部に提出しなければならない。
- 19.6. [DP]各艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用していなければならない。これは規則40を変更している。ウェット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。
- 19.7. 救助を求める必要がある場合には、“手のひらを広げて”振り、その意志を表わすこと。救助の必要がない場合には“こぶしを握って”振ること。
- 19.8. 必要とみなされた場合、競技者は自艇を放棄してレスキュー・ボートに乗艇するよう運営艇に命じられることがある。強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 19.9. [DP]艇は水上にいる間は、直径6mm、長さ5m以上のバウ・ラインをバウ・アイにつけておかなければならない。
- 19.10. [DP]マスト・トップに着脱可能な浮力体を取り付けてもよい。形状は球形に限り、1か所のロープで取り付けなければならない。ただし、コンディションにより、付けたり外したりしてもよい。
- 19.11. 艇を救助した者(レース委員会等大会関係者、チームリーダー・コーチその他の支援者等)は、艇体放棄をする際には、競技者の安全が確保されていることを示すために、ハザード・テープをバウ・アイに結んでおく。

20. [DP] [NP]乗員の交代と装備の交換

- 20.1. 競技者の交代は、許可されない。
- 20.2. 選手は大会において1つのハル、セール、バテンセット、マスト、ブーム、センターボード、ラダーを使用しなくてはならない。
- 20.3. 艇または装備が損傷した場合、レース委員長の書面での許可を受けた場合にのみ交換することが出来る。その日の最初のレースのスタート前90分以降からその日の最後のレースのスタート前までに破損が発生した場合、テクニカル委員会に口頭で臨時許可を得た後、その日の抗議締め切り時刻以前に書面で許可申し込みを行わなければならない。

21. 艇、装備および衣類の検査

- 21.1. 各艇は、あらかじめセルフチェックを行い、大会受付時に記入済みの計測フォームを提出し、セール計測を受けることで計測を完了させなければならない。
*計測フォームは大会サイト（ https://sail.jpn.com/modules/docs/index.php?content_id=234 ）からダウンロードすること。
- 21.2. セール計測については、以下日程にて大会本部(セーリングセンター)横の艇庫にて行う。各自セール及びバテンを持参のこと。
11月17日 13:15 ~ 16:45
11月18日 08:30 ~ 09:45
- 21.3. 計測は、テクニカル委員会の判断により、任意の日程に行われることがある。
- 21.4. 艇、装備および衣類は、クラス規則とSIに従っていることを確認するため、大会期間中にいつでも検査されることがある。
- 21.5. [DP]セール番号が艇体の番号と違う場合や参加申し込み時と違う場合には、大会本部に備え付けられた「セール番号変更届」により申請すること。これはクラスルール 4.e.ii を変更している。

22. 運営艇の識別

運営艇の標識は次の通りとする。

Boat	Flag description
レース委員会艇	白色旗
プロテスト委員会艇	白色旗 (JURY 表記)
テクニカル委員会艇	白色旗 (TECH 表記)
救助艇	白色旗 (RESCUE 表記)

23. [DP][NP]支援艇

- 23.1. チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。ただし、レスキュー等緊急の場合を除く。
- 23.2. 支援艇は水上にある場合、大会受付時に交付される「ピンク色旗」を掲揚しなければならない。
- 23.3. レース委員会は、レース委員会艇に「V旗」を掲揚したうえで、支援艇に対して無線または口頭でレース・エリアに入った救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、SI 23.1 は適用されない。支援艇は、可能な限り、この要請に応じなければならない。
- 23.4. 支援艇は、大会主催者から貸与される無線機を携帯して出航し、やむを得ない場合を除き、常に指定されたチャンネルを受信していなければならない。無線機は各日レース終了後必ず返却のこと。
- 23.5. 支援艇は、SI 19.11 において使用するハザード・テープを3つ以上搭載しなければならない。ハザード・テープは大会本部にて入手できる。
- 23.6. 支援艇の乗員は、離岸から着岸まで、衣服または個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、個人用浮揚用具を着用していなければならない。ウエット・スーツとドライ・スーツは個人用浮揚用具ではない。
- 23.7. 支援艇のドライバーは、艇外に投げ出されたり、その他の理由で支援艇がコントロール不能とならないために、支援艇のエンジンが動作している時は常にキル・コードを装着していなければならない。
- 23.8. 支援艇には、蜜を避ける人数のみ乗艇すること（艇長 6m 以下の場合、2~3人）。
- 23.9. レース委員会から許可を得た場合を除き、レース・エリア及び大会会場においてドローン等の飛行を禁止する。

24. [DP][NP]ごみの処分等

ごみを故意に投棄してはならない。

ごみはレース委員会艇に渡してもよい。また、競技者は、飲料水、食料、衣類等の荷物を一時的にレース委員会艇に預けてもよい。ただし、競技者は、レース中にレース委員会艇との荷物の受け渡しを行ってはならない。

25. [DP]無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。ただし、レース委員会が用意するトラッキングシステムは含まない。

26. [NP] [SP]トラッキングシステム

- 26.1. 公式掲示板にてレース委員会により指示があった場合、準備されたトラッキングシステムの端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。
- 26.2. 端末機器は、SI 19.3 で行われる出艇申告時に受け取ることができる。端末機器は、帰着申告時にレース申告受付所へ返却しなければならない。
- 26.3. トラッキングシステムを搭載する艇の指定は、その日の8時30分までに公式掲示板に掲示される。

27. 賞

- 27.1. 各クラス、「レーザークラス規則付則」に基づき、成績上位者には「レーザークューブトロフィー」が授与される。
- 27.2. 各クラスのAll Japan Championships 優勝者（2位以降を含む）は「日本レーザークラス協会メンバー」に与えられる。

28. クオリファイ

「2023年ILCA 7(Standard)/ILCA 6(Radial)世界選手権等代表選手選考方針」及び「2023年ILCA 6(Radial)ユース/ILCA 4(4.7)ユース世界選手権等代表選手選考方針」を参照のこと。

29. 肖像権

競技者は、本レガッタに参加することにより、レガッタ期間中の競技者または競技者の装備に関する動画、写真等の映像について、その競技者に予告なく主催団体の判断で使用する権利を主催団体に与えるものとする。

30. リスク・ステートメント

RRS 3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

31. [DP][NP]保険

競技者は、有効な傷害保険及び第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

32. ドーピング・コントロール

- 32.1. 本大会は、日本ドーピング防止規定に基づくドーピング検査対象大会となる場合がある。
- 32.2. 本大会参加者は、エントリーした時点で日本ドーピング防止規定にしたがい、ドーピング検査を受けることに同意したものとみなす。
- 32.3. 未成年で、承諾書をJSAFへ未提出の選手は、下記リンクよりアンチ・ドーピング「未成年競技者親権者承諾書」を記入の上、受付時に提出すること。

参照リンク：<http://jsaf-osc.jp/cn04/pg13-1.html>

- 32.4. 本レガッタ参加者は、本レガッタにおいて行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- 32.5. レガッタ・レガッタ外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
- 32.6. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト (<http://www.playtruejapan.org>) にて確認すること。

33. 【DP】【NP】新型コロナウイルス感染拡大防止

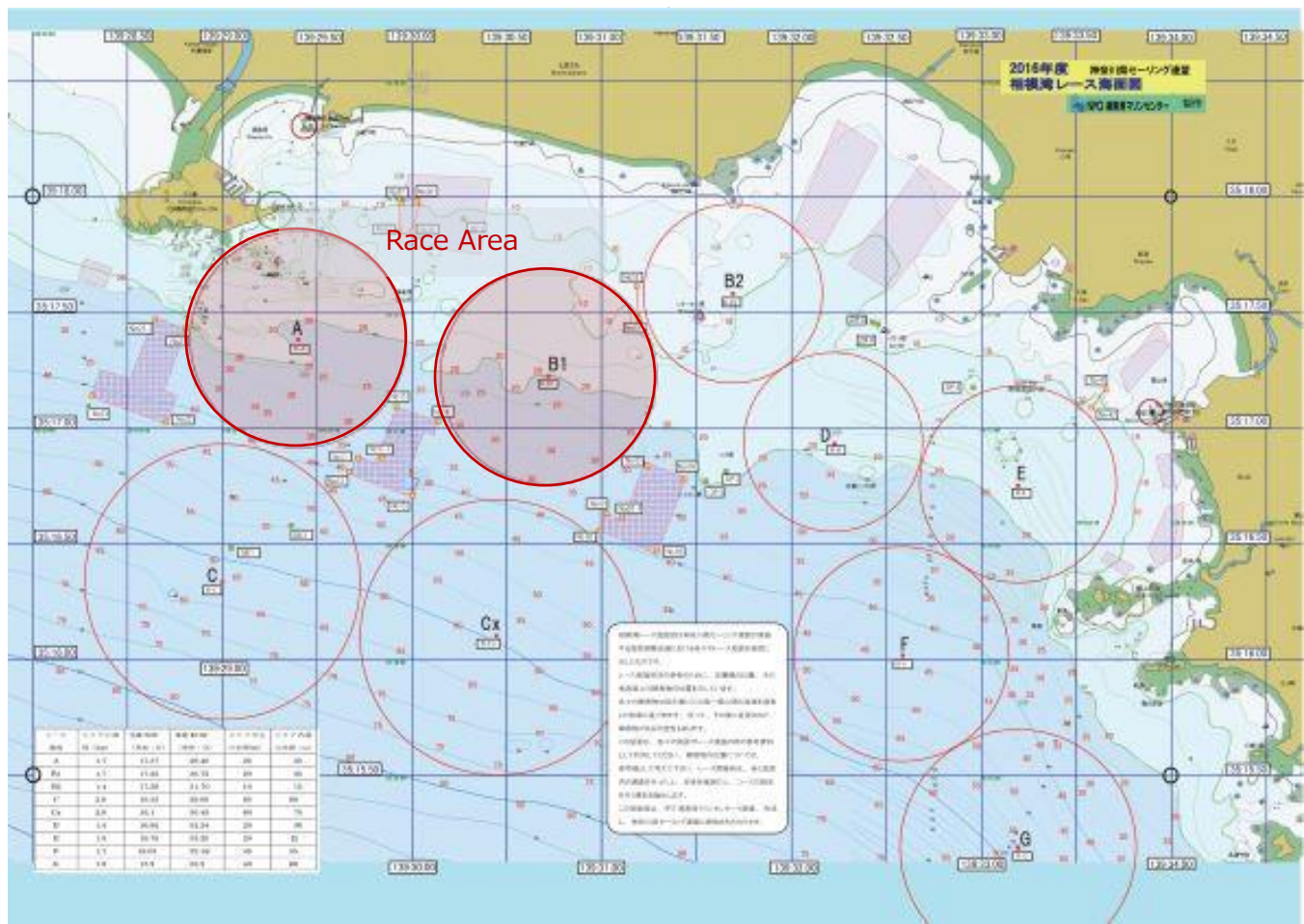
競技者及び支援者等は、本大会に適用されるNOR 16「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を遵守しなければならない。

34. S I等に関する質問

S I等に関する質問は、11月15日（火）まで電子メールで受け付ける。また、大会期間中に「大会本部」に文書で質問書を提出することができる。質問に対する回答は公式掲示板に掲示される。

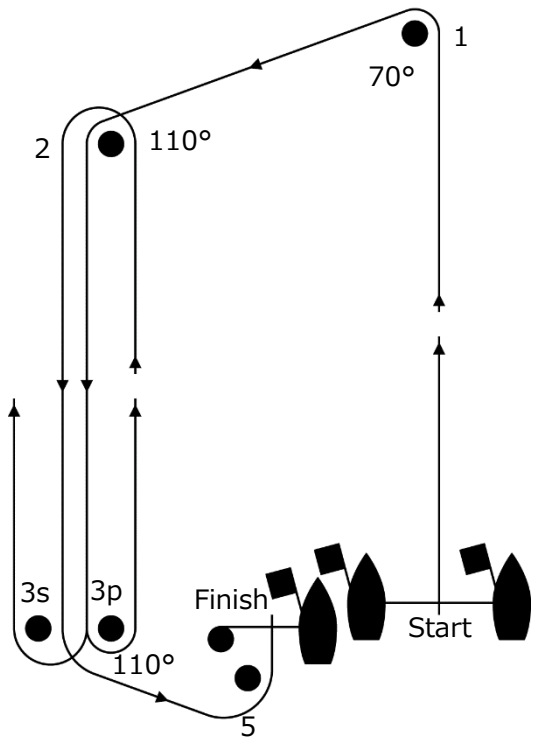
電子メールでの質問書送付先：ilcajpn@cityfujisawa.ne.jp 一般社団法人 日本レーザークラス協会

添付図 1 レース・エリア



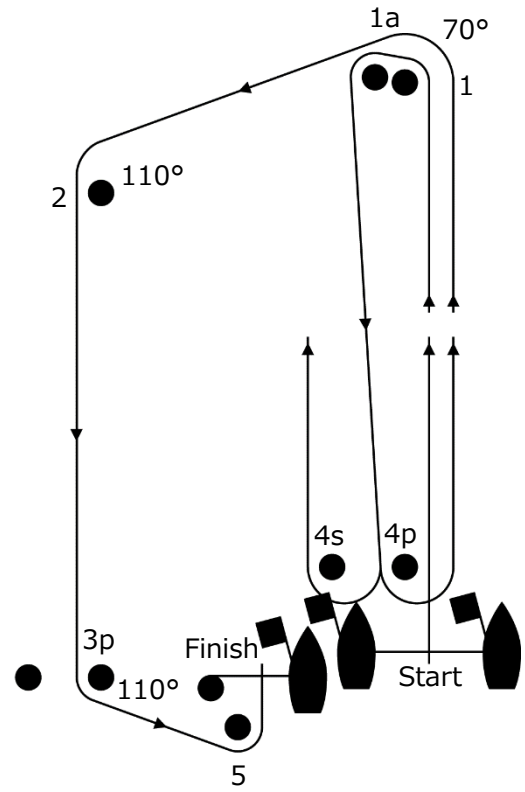
添付図 2 コース図

O2



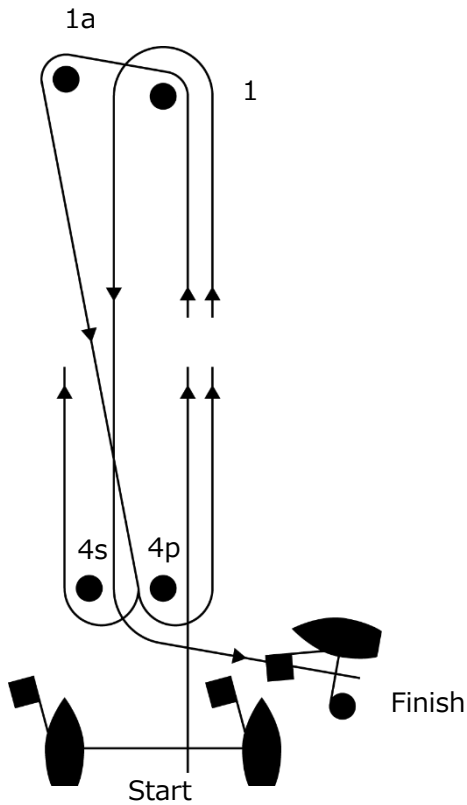
Start-1-2-3s/3p-2-3p-5-Finish

I2



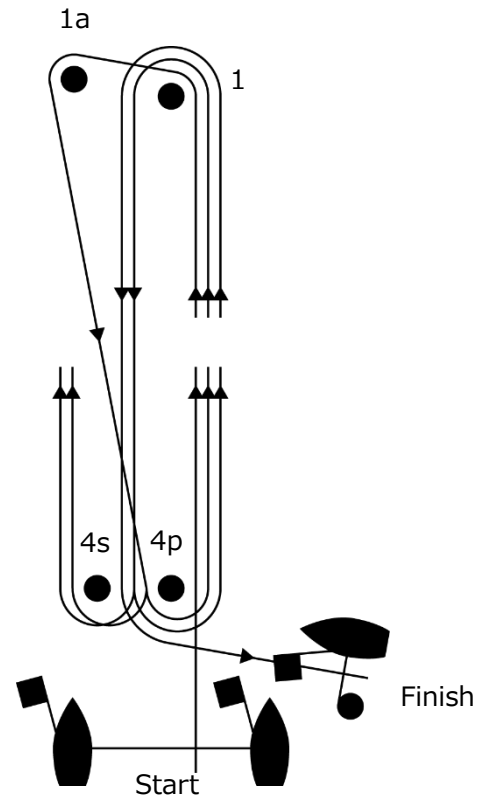
Start-1-1a-4s/4p-1-2-3p-5-Finish

W2



Start-1-1a-4s/4p-1-4p-Finish

W3



Start-1-1a-4s/4p-1-4s/4p-1-4p-Finish